

請願第2号

「社会保障制度改革推進法」の撤回を
国に求める意見書の提出に関する請願書

紹介議員

井上けんい
北林重男

「社会保障制度改革推進法」の撤回を 国に求める意見書の提出に関する請願書

【請願の要旨】

「社会保障制度改革推進法」の撤回を国に求める意見書を、京都府後期高齢者医療広域連合議会として提出していただくこと。

【請願の理由】

社会保障制度改革推進法は、第180通常国会での消費税増税法案の成立と引き換えに、自由民主党の対案である「社会保障制度改革基本法案（仮称）骨子」を全面的に受け入れた6月15日の三党合意によって作られた。この法律の制定は、日本の社会保障制度に関する個別法と日本国憲法の間に、「基本法的」性格を帯びた法律が、初めて登場することを意味する。これにより、日本の社会保障制度は将来に亘るまでその過った基本理念に束縛され、国民の望む社会保障充実の実現に大きな障壁が生まれることになる。

推進法は、その基本理念において、社会保障制度改革実施にかかる基本事項として、自助・共助を強調し、家族相互・国民相互の助け合いを据える。これは、国民の生命と健康を守るという社会保障への国の使命を放棄するものである。

医療・介護保険制度については、保険給付範囲の適正化（限定化・縮小）を打ち出している。これは、保険証1枚で、いつでも・どこでも・誰でもが必要な医療を受けられる国民皆保険制度のさらなる発展を求める国民の声に反する。また、今でさえ限定的な給付で生活全体を支えることの出来ない介護保険制度を、さらに使えない制度にしてしまう。加えて指摘すれば、同法案には「国民皆保険の堅持」という文言すらどこにもない。

後期高齢者医療制度については、医療を年齢で差別するものとして大きな国民の批判を受け、第180通常国会に「後期高齢者医療制度廃止法案」を提出するという閣議決定を行っていたにもかかわらず、事実上の棚上げとし、将来にわたり高齢期の医療保障をいかにして国の責任で行うかという観点は皆無である。

また、そうした間違った方向にある社会保障制度改革を、「社会保障制度改革国民会議」を設置し、国民の声を受け止めずに、事実上の「大連立」で社会保障構造改革を推進する仕組みさえ導入しようとしている。

このような内容を法定化し、今後の社会保障拡充の道を閉ざすことは許されない。

今なすべきことは、自立・自助に基づいた社会保障構造改革ではなく、国の責任強化を基調にした社会保障拡充の道筋を国民に示すことである。

京都府後期高齢者医療広域連合議会は、京都府在住のすべての高齢被保険者に対する医療を保障すべく、特別に作られた存在である。だからこそ地方自治の精神を発揮し、高齢者の生命を守るため、国に対し、社会保障制度改革推進法の撤回を求める意見書を提出されるよう、強く求めるものである。

2012年8月10日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議長 高橋泰一朗 様

請 願 人 : 京都社会保障推進協議会

議 長 津 田 光 夫



請願人住所 : 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 6 F

電 話 : 075-801-2526

「社会保障制度改革推進法」の撤回を国に求める意見書（案）

社会保障制度改革推進法の制定は、日本の社会保障制度に関する個別法と日本国憲法の間に、「基本法的」性格を帯びた法律が、初めて登場することを意味する。

これにより、日本の社会保障制度は将来に亘るまでその過った基本理念に束縛され、国民の望む社会保障充実の実現に大きな障壁が生まれることになる。

推進法は、その基本理念において、社会保障制度改革実施にかかる基本事項として、自助・共助を強調し、家族相互・国民相互の助け合いを据える。これは、国民の生命と健康を守るという社会保障への国の使命を放棄するものである。

医療・介護保険制度については、保険給付範囲の適正化（限定化・縮小）を打ち出している。これは、保険証1枚で、いつでも・どこでも・誰でもが必要な医療を受けられる国民皆保険制度のさらなる発展を求める国民の声に反する。また、今でさえ限定的な給付で生活全体を支えることの出来ない介護保険制度を、さらに使えない制度にしてしまう。加えて指摘すれば、同法案には「国民皆保険の堅持」という文言すらどこにもない。

後期高齢者医療制度については事実上の棚上げであり、将来にわたり、高齢期の医療保障をいかにして国の責任で行うかという観点は皆無である。

また、そうした間違った方向にある社会保障制度改革を、「社会保障制度改革国民会議」を設置し、国民の声を受け止めずに、事実上の「大連立」で社会保障構造改革を推進する仕組みさえ導入しようとしている。

このような内容を事前に法定化し、今後の社会保障拡充の道を閉ざすことは許されない。

今なすべきことは、自立・自助に基づいた社会保障構造改革ではなく、国の責任強化を基調にした社会保障拡充の道筋を国民に示すことである。

京都府後期高齢者医療広域連合議会は、高齢者の生命を守るため、社会保障制度改革推進法の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年8月 日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議長 高橋 泰一朗

宛先

衆議院議長	横路 孝弘 様
参議院議長	平田 健二 様
内閣総理大臣	野田 佳彦 様
総務大臣	川端 達夫 様
厚生労働大臣	小宮山洋子 様